

# 山梨県公報

第二千五百九十八号

平成二十八年

四月二十一日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

保安林の指定の予定……………三四五  
 保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……………三四五  
 平成二十八年地籍調査事業計画の決定……………三四六  
 道路の区域変更……………三四六

### 公 告

自動車税の収納事務の委託……………三四六  
 生活保護法に基づく指定医療機関の指定……………三四七  
 生活保護法に基づく指定医療機関の指定……………三四八  
 生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出……………三四八  
 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出……………三四九  
 生活保護法に基づく指定介護機関の指定……………三四九  
 生活保護法に基づく指定介護機関の変更の届出……………三五一  
 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出……………三五一  
 平成二十八年度調理師試験の実施……………三五一  
 公共測量の終了(二件)……………三五一  
 使用料の収納事務の委託……………三五一  
 人事委員会……………三五一  
 第八十七回(平成二十八年年度)山梨県警察官A採用試験の第一次試験試験会場の決定について……………三五一

## 告 示

### 山梨県告示第百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十八年四月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 保安林の所在場所  
甲州市大和田野字大明神八の一

- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備

- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度

- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十八年四月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南巨摩郡早川町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、南巨摩郡早川町(次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第六十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。  
 平成二十八年四月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 南巨摩郡早川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南巨摩郡早川町（次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 早川町（次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第六十三号**

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により平成二十八年年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。  
 平成二十八年四月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 調査を行う者の名称

甲府市、富士吉田市、山梨市、甲斐市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、

身延町、南部町、富士川町、道志村及び忍野村

二 調査地域

甲府市幸町、湯田二丁目及び住吉一丁目の全域並びに同市羽黒町及び山宮町の各一部、富士吉田市上吉田の一部、山梨市三富川浦及び牧丘町西保中の各一部、甲斐市千田及び吉沢の各一部、上野原市秋山の一部、甲州市塩山牛奥の一部、西八代郡市川三郷町上野及び大塚の各一部、南巨摩郡早川町雨畑及び大原野の各一部、同郡身延町常葉、小田船原、門野及び宮木の各一部、同郡南部町万沢の一部、同郡富士川町鯉沢の一部、南都留郡道志村大渡及び月夜野の各一部並びに同郡忍野村内野の一部

三 調査期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

**山梨県告示第六十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十八年五月十二日まで一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年四月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 河口湖精進線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町大石字久保井坂下二六一〇番三地先から	八・七	一〇・三		一七・二
南都留郡富士河口湖町大石字久保井坂下二六四〇番三地先まで	八・四、 八・七			一七・二

**公 告**

● 自動車税の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に同表の中欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十八年四月二十一日

山梨県知事 後藤 齋

委託した相手方の住所及び名称 東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号 地銀ネットワークサービス株式会社	委託した事務の内容 収納した自動車税及びその自動車税に関する収納情報の取りまとめ	委託した期間 平成二十八年四月二十日から平成二十九年三月三十一日まで
山梨県甲府市丸の内一丁目二十番八号 株式会社山梨中央銀行	収納した自動車税を山梨県の歳入とするための収納情報の作成	同
東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブン イレブン・ジャパン	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	同
東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 山崎製パン株式会社	同	同
東京都豊島区東池袋三丁目一番一号 株式会社ファミリーマー	同	同
東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン	同	同
東京都千代田区神田錦町一丁目一番地 ミニストップ株式会社	同	同
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一 株式会社ポプラ	同	同

神奈川県横浜市中央区日本大通十七番地 株式会社スリーエフ	同	同
群馬県前橋市亀里町九百番地 株式会社セーブオン	同	同
東京都中央区日本橋一丁目一番一号 国分グロースアズチエール株式会社	同	同
北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セコマ	同	同
愛知県稲沢市天池五反田町一番地 株式会社サークルKサンクス	同	同
東京都港区港南一丁目八番二十七号 株式会社しんきん情報サービス	同	同

● 生活保護法に基づく指定医療機関の指定  
生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成二十八年四月二十一日

山梨県知事 後藤 齋

名称	所在地	指定年月日
天野歯科医院	富士吉田市下吉田二丁目三番七号	平成二十七年七月一日
正和堂薬局	甲府市塩部一丁目十一番十一号	平成二十七年十一月一日
中村眼科	中巨摩郡昭和町常永土地地区画整理	同

小林眼科医院	富士吉田市新西原一丁目七番一号	同
日眼甲府薬局湯村支店	甲府市湯村一丁目九番二十三号	平成二十七年十一月一日
わかばやし歯科医院	甲斐市龍地六千四百四十三番地一	平成二十七年十二月一日
しらゆり調剤薬局	甲府市古府中町四千八百十番地一	同
鈴木医院	富士吉田市竜ヶ丘一丁目四番八号	平成二十七年十二月十日
山之神歯科クリニック	中央市山之神字下茱萸千五百二十九番地十一	平成二十八年一月一日
赤坂調剤薬局	都留市下谷三丁目五番二十一号	同
医療法人昇裕会やぶさき泌尿器科クリニック	甲府市下石田二丁目十六番六号	同
なす歯科	甲府市善光寺一丁目二十七番一号	平成二十八年一月十五日
富士薬局	山梨市上神内川四十七番地	平成二十八年二月一日
こばやし腎泌尿器科	甲斐市西八幡二千百十番地一	平成二十八年三月十五日

● 生活保護法に基づく指定施術機関の指定  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術機関を指定した。  
 平成二十八年四月二十一日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社あおばあおば在宅医療マッサージ	甲府市国母三丁目十四番十六号さくらマンション二百一	平成二十六年七月一日
甲府在宅鍼灸マッサージみさき治療院	甲府市美咲一丁目一番十七号	平成二十八年二月十九日
おおぞら整骨院	甲府市篠原二千八百五番地六	平成二十八年二月二十五日

● 生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した医療機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。  
 平成二十八年四月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

名 称	所 在 地	変 更 事 項
医療法人銀門会甲州リハビリテーション病院	変更前 笛吹市石和町四日市場二千三十一番地二十五 変更後 笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	所在地
訪問看護・リハビリステーションかみよし	変更前 富士吉田市上吉田三千四百三十八番地五 変更後 富士吉田市新西原一丁目三十三番一号	同
変更前 都留薬剤師会会営都留調剤薬局	都留市つる五丁目三番五号	名称

変更後  
都留調剤薬局

山梨県知事 後 藤 齋

● 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した次の医療機関から、事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年四月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

名 称	所 在 地
小林眼科医院	富士吉田市新西原一丁目三番十八号
金丸歯科医院	甲府市宝一丁目五番十号
中村眼科	中巨摩郡昭和町常永土地区画整理地内一街区イオンモール甲府昭和店一階
ファミリーデンタルクリニック	上野原市上野原千七百五番地杉本ビル百一号
赤坂調剤薬局	都留市下谷三丁目五番二十一号
鈴木医院	富士吉田市新西原三丁目九番八号
富士薬局	山梨市上石森百五十番地
みさき薬局武田	甲府市武田三丁目二番十八号
やぶさき泌尿器クリニック	甲府市下石田二丁目十六番六号

● 生活保護法に基づく指定介護機関の指定

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関を指定した。

平成二十八年四月二十一日

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ワイエムピー	甲府市宝一丁目九番一 号読売ビル 内	あすなる石和 薬局	笛吹市石和 町広瀬六百 二十三番地 四十	居宅療養管 理指導	同
有限会社サク ラエントア プ ライズ	大月市駒橋 一丁目十一 番二号	介護ショッ プ さくら	大月市駒橋 一丁目十一 番二号	介護予防福 祉用具貸与	平成二十七 年七月一日
株式会社JS P	都留市鹿留 二千九十九 三番地	居宅介護支援 事業所はつき	富士吉田市 下吉田東四 丁目九番十 六号	居宅介護支 援事業	平成二十七 年十一月一 日
株式会社ウエ ノ	甲府市国母 一丁目四番 八号	株式会社ウエ ノウエノ東薬 局	都留市法能 六百七十番 地	居宅療養管 理指導	平成二十七 年十二月一 日
同	同	株式会社ウエ ノウエノ南薬 局	甲府市下曾 根町五百十 八番地	同	同
ウエノさくら 薬局	甲府市北口 三丁目四番 三十三号四 百一	ウエノさくら 薬局	甲斐市富竹 新田千四百 九十七番地 一	同	同
株式会社ウエ	甲府市国母	株式会社ウエ	甲府市朝日	同	同



平成二十八年四月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項
株式会社ユニマ ットリタイア メント・コミュニ ティ	東京都港区南青 山二丁目十二番 十四号ユニマッ ト青山ビル	山梨ケアセンタ ーそよ風	山梨市上神内川 十五番地五	事業者の名 称及び主た る事業所の 所在地
同	同	甲府ケアセンタ ーそよ風	甲府市富竹三丁 目三番地五号	事業者の名 称及び主た る事業所の 所在地
株式会社ヤマシ タコーポレーシ ョン	静岡県島田市中 河七百三十七番 地	株式会社ヤマシ タコーポレーシ ョン山梨営業所	甲府市和戸町千 十八番地一	事業所の所 在地
有限会社サクラ エンタープライ ズ	大月市駒橋二丁 目十一番一号	介護シヨップさ くら	大月市駒橋二丁 目十一番一号	事業所の所 在地
株式会社かみよ し	富士吉田市上吉 田三千三百八十 二番地	訪問看護リハビ リステーション かみよし	富士吉田市新西 原一丁目三十三 番一号	事業所の所 在地

● 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により指  
定した次の介護機関から、事業を廃止した旨の届出があった。  
平成二十八年四月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地
--------	------------	--------	---------

山梨県公報 第二千五百九十八号 平成二十八年四月二十一日

株式会社ワイエム ピー	甲府市宝一丁目九 番一号読売ビル内	あすなる石和薬局	笛吹市石和町広瀬六 百二十三番地二十四
有限会社ほたる	南巨摩郡身延町上 之平六百三番地	デイサービスセンタ ーむぎの穂	南巨摩郡身延町上八 木沢五百七十五番地
社会福祉法人山中 湖村社会福祉協議 会	南都留郡山中湖村 平野千四百五十番 地	山中湖村社会福祉協 議会指定通所介護事 業所	南都留郡山中湖村平 野千四百五十番地
同	同	山中湖村社会福祉協 議会指定居宅介護支 援事業所	同

● 平成二十八年年度調理師試験の実施  
調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第一項の規定により、平成二  
十八年度調理師試験を次のとおり実施する。  
平成二十八年四月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 試験日時  
平成二十八年七月二日（土）午後一時から三時まで
- 二 試験場所  
甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学
- 三 試験科目  
試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。
- 1 公衆衛生学
- 2 食品学
- 3 栄養学
- 4 食品衛生学
- 5 調理理論
- 6 食文化概論
- 四 受験資格  
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であつて、多



数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事したものの

五 受験願書受付期間

平成二十八年五月二十三日（月）から同月二十七日（金）までの午前九時から正午まで及び午後一時から四時までとする。

六 受験願書提出場所

住所地を管轄する保健所又は中北保健所峡北支所とする。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部健康増進課とする。

七 提出書類

1 受験願書

2 履歴書

3 学校教育法第五十七条に規定する者であることを証する書類

4 調理師法施行規則第四条に規定する施設又は営業において二年以上調理の業務に従事した者であることを証する当該施設の長又は営業主の証明書（受験者が施設の長、営業主、その配偶者若しくは二親等内の血族である場合は、調理師会その他の調理師関係団体の長の証明書）

5 写真（出願前六箇月以内に撮影した正面、上半身及び無帽のものであって、大きさが縦六センチメートル、横四・五センチメートルのもの）

八 受験手数料

六千円（受験願書に六千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはりつけ、消印しないこと。）  
手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも返還しない。

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により南アルプス市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（修正測量）

二 測量の地域 南アルプス市内

三 測量の期間 平成二十六年九月十七日から平成二十七年三月二十日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により甲府市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（修正数値図化・編集【GISレベル五百地形図】）

二 測量の地域 甲府市の一部、甲斐市の一部、中央市の一部及び中巨摩郡昭和町（甲府市上下水道局給水区域）

三 測量の期間 平成二十七年九月十五日から平成二十八年三月二十五日まで

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成二十八年四月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 委託の相手方

甲府市貢川一丁目四番二十七号 SPS・桔梗屋グループ

二 委託に係る使用料

山梨県立美術館、山梨県立文学館及び山梨県芸術の森公園の使用料

三 委託の期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

人事委員会

● 第八十七回（平成二十八年度）山梨県警察官A採用試験の第一次試験試験会場の決定について

第八十七回（平成二十八年度）山梨県警察官A採用試験の第一次試験試験会場を次のとおりとする。

平成二十八年四月二十一日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

区分	試験日	試験会場
----	-----	------



第一次試験

平成二十八年五月八日(日)

(教養試験・論文試験)

(受付時間) 午前八時三十分から午前八時五十分まで

(受付場所) 五十周年記念館・クリスタルタワー  
I 南側

山梨学院大学  
(甲府市酒折二丁目  
四五)

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番